

日本政策金融公庫「東日本大震災復興特別貸付」のご案内

(※)事業所等が全壊又は流失した方など特に甚大な被害を受けた方については、融資後3年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度(ゼロ金利制度)の適用が可能です。

利用対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率 (※)
○直接被害を受けた方 ○原発事故に係る警戒区域等(注2)内に事業所を有する方	3億円(別枠-注1)	設備資金 20年以内 (5年以内) 運転資金 15年以内 (5年以内)	(1)被害証明書等の発行を受けた方 ○基準利率より0.5%引下げ ○融資後3年間について 1億円を上限に基準利率より1.4%引下げ (2)上記以外の方 ○基準利率
○間接被害を受けた方(上記対象者と一定以上の取引のある方)		設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 15年以内 (3年以内)	(1)被害証明書等の発行を受けた方 ○基準利率より最大0.5%引下げ(注3) ○融資後3年間について 3千万円を上限に基準利率より最大1.4%引下げ (2)上記以外の方 ○基準利率
○その他震災の影響により、売上げが減少している方など (風評被害による影響を含む)	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金) と合わせて 7億2千万円	設備資金 15年以内 (3年以内) 運転資金 8年以内 (3年以内)	(1)特に業況が悪化しているなど、一定の要件に該当する方 ○基準利率(注4)より最大で0.5%引下げ(注3) (2)上記以外の方 ○基準利率(注4)

(注1)既存のご利用状況に関係なく3億円を限度にご利用いただけます。

(注2)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域をいいます。

(注3)売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ。

(注4)信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

ご利用いただける方

製造業・運送業の方	資本金 3億円以下または従業員300名以下
卸売業の方	資本金 1億円以下または従業員100名以下
小売業の方	資本金5000万円以下または従業員 50名以下
サービス業の方	資本金5000万円以下または従業員100名以下